

川崎市立地適正化計画 届出の手引き

目 次

1	立地適正化計画について……………	1
2	都市再生特別措置法に定める届出について……………	1
2-1	居住促進区域に関する届出について……………	1
2-2	都市機能誘導区域に関する届出について……………	5
3	防災指針に定める届出について……………	10
4	届出の判断フロー……………	12
5	よくあるご質問……………	13
6	届出の記入例……………	15

川 崎 市

令和7年3月

1 立地適正化計画について

立地適正化計画は、全国的な人口減少・少子高齢社会の更なる進展及び市街地の低密度化、近年の自然災害の激甚化・頻発化に対応し、「コンパクトで安全なまちづくり」を推進する計画制度です。

本市においても、これらの社会状況を踏まえ、「川崎市都市計画マスタープラン」で示す土地利用や都市構造の考え方にに基づき、「市民等と行政の協働による持続可能かつ安全・安心なまちづくり」をめざすため、「川崎市立地適正化計画」を策定しました。

居住促進区域外や都市機能誘導区域の内外、防災指針に定める届出の対象区域において、特定の行為を行おうとする場合に、都市再生特別措置法に定める届出や防災指針に定める届出が必要となります。

2 都市再生特別措置法に定める届出について

2-1 居住促進区域に関する届出(都市再生特別措置法第88条)について

(1) 届出の対象となる行為

居住促進区域^外で、住宅に関する以下の行為を行おうとする場合は、届出が必要です。

開発行為	◆3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ◆1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、1,000㎡以上の規模のもの
建築行為等	◆3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ◆建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

◆開発行為(例)

3戸以上の開発行為(面積要件なし)



1戸・2戸の開発行為(1,000㎡以上)



◆建築行為等(例)

3戸以上の建築行為



ただし、都市再生特別措置法第 88 条第 1 項、都市再生特別措置法施行令第 34 条及び 35 条の規定により、以下の行為を行う場合には、届出の必要はありません。

- ◆住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為及び新築
- ◆建築物を改築し、又は用途を変更して仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供する住宅等とする行為
- ◆非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ◆都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

(2) 届出方法

開発行為・建築行為等に着手する日の **30 日前**までに、**市ホームページの届出フォーム** (<https://logoform.jp/form/FUQz/kyozyuu>) より提出してください。

居住促進区域に関する届出フォーム⇒



届出は、以下の区分により所定の届出様式に添付資料を添えて提出してください。

開発行為の場合 (☞ 記入例 P16)

◆届出書 . . . **様式第 10**

◆添付資料

- ①位置図 (当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面、縮尺 1/1,000 以上)
- ②設計図 (土地利用計画図等、縮尺 1/100 以上)
- ③その他参考となる事項を記載した図面 (求積図等)

建築行為等の場合 (☞ 記入例 P17)

◆届出書 . . . **様式第 11**

◆添付資料

- ①配置図 (敷地内における住宅等の位置を表示する図面、縮尺 1/100 以上)
- ②住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図 (縮尺 1/50 以上)
- ③その他参考となる事項を記載した図面 (位置図、求積図等)

届出内容を変更する場合 (☞ 記入例 P18)

◆届出書 . . . **様式第 12**

◆添付資料

上記のそれぞれの場合と同様

※各届出手続を代理人に委任する場合には、委任状を添付してください。

(3) その他の事項

- ◆届出をしないで、または虚偽の届出をして、開発行為・建築行為等を行った場合、都市再生特別措置法第 130 条の規定に基づき 30 万円以下の罰金に処せられることがあります。
- ◆届出義務に関する規定は、宅地建物取引業法第 35 条「重要事項の説明等」の対象になります。
- ◆居住誘導区域外での開発行為及び建築行為等が、居住誘導区域内の住宅の立地誘導を図る上で支障があると認められるときは、都市再生特別措置法第 88 条第 3 項の規定に基づき、勧告などの必要な措置を行うことがあります。

(4) 居住促進区域



※区域の詳細は、市ホームページの「川崎市都市計画情報インターネット提供サービス」や都市計画課の窓口を設置している「用途地域等案内システム（タッチパネル）」で確認することができます。

☞ 確認方法の詳細は、P13 よくあるご質問のQ2をご覧ください。



2-2 都市機能誘導区域に関する届出(都市再生特別措置法第 108 条及び第 108 条の 2)について

(1) 届出の対象となる行為

都市機能誘導区域**外**で以下の行為を行おうとする場合は、届出が必要です。

また、都市機能誘導区域**内**で誘導施設の**休止または廃止**を行おうとする場合も、届出が必要です。

開発行為	◆誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
建築行為等	◆誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ◆建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ◆建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合
休止・廃止	◆都市機能誘導区域内で誘導施設の休止・廃止を行おうとする場合

◆誘導施設及び定義

機能	施設	誘導施設の定義
商業・業務	大規模商業施設 (10,000 m ² 以上)	建築基準法第 48 条に規定する「店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの」でその用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超える施設 ただし、これらに映画館、展示場、遊技場などが複合する場合には、それらの用途に供する部分を床面積の合計に含める
文化	ホール、劇場	建築基準法第 48 条に規定する「劇場、演芸場」の用途を有する施設
	映画館	建築基準法第 48 条に規定する「映画館」の用途を有する施設
交流	コンベンション施設	多目的利用が可能な展示施設や大規模会議に対応可能な会議施設など、広域的な集客が想定される交流機能を有する施設 (利用者が特定の企業や団体などに限定されるオフィスビルの会議室や公民館、町内会館など原則的に近隣住民を利用対象とした施設等は対象外とする)

※誘導施設については、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（風営法）第 2 条に該当する営業に係るものは除きます。

※誘導施設については、民間施設を対象とします。

※本市の行政計画などに基づき整備される誘導施設とその他の施設（①）が一体的に整備されることで、都市機能の集約に資する場合等は、それら一体を誘導施設として取り扱います。

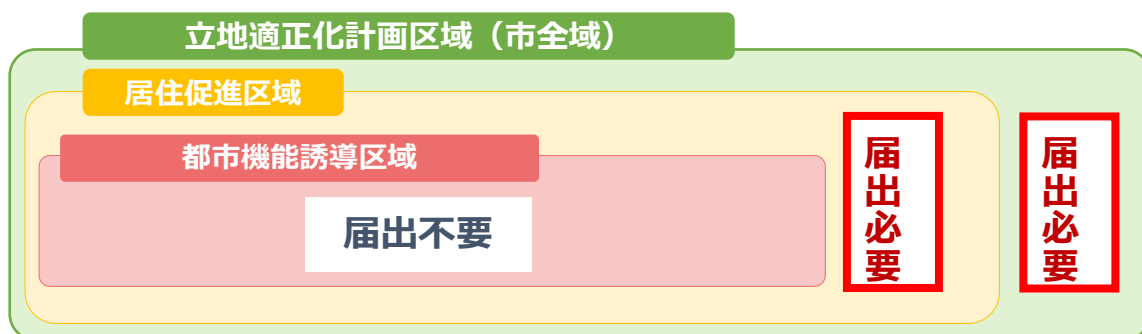
※その他の施設（②）において、本市の行政計画などに基づき整備され、その他の施設（②）単体として又はその他の施設（①、②）が一体として、都市の居住者の共同の福祉や利便に寄与する機能を有する場合は、誘導施設として取り扱います。

(参考) その他の施設

①大規模商業施設（1,000 m²以上 10,000 m²未満）、商業施設（1,000 m²未満）、病院、診療所、地域包括支援センター、小学校、中学校、保育所、幼稚園、美術館、科学館、博物館、大学、専門学校、専修学校、市役所、区役所、支所、図書館

②大規模オフィス（10,000 m²以上）、ホテル

◆開発行為・建築行為等の届出（例：誘導施設を新規に建築する場合）



◆休止・廃止の届出（例：誘導施設を休止・廃止する場合）



ただし、都市再生特別措置法第 108 条第 1 項、都市再生特別措置法施行令第 42 条及び 43 条の規定により、以下の行為を行う場合には、届出の必要はありません。

- ◆誘導施設を有する建築物で仮設のもの（建築の用に供する目的で行う開発行為、建築行為等（新築、改築、用途の変更））
- ◆非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ◆都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

(2) 届出方法

開発行為・建築行為等の着手、または施設の休止・廃止する日の **30 日前**までに、
市ホームページの届出フォーム (<https://logoform.jp/form/FUQz/toshiki>)
より提出してください。

都市機能誘導区域に関する届出フォーム⇒



届出は、以下の区分により所定の届出様式に添付資料を添えて提出してください。

開発行為の場合（☞記入例 P19）

◆届出書・・・様式第 18

◆添付資料

- ①位置図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面、縮尺 1/1,000 以上）
- ②設計図（土地利用計画図等、縮尺 1/100 以上）
- ③その他参考となる事項を記載した図面（求積図等）

建築行為等の場合（☞記入例 P20）

◆届出書・・・様式第 19

◆添付資料

- ①配置図（敷地内における建築物の位置を表示する図面、縮尺 1/100 以上）
- ②建築物の二面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- ③その他参考となる事項を記載した図面（位置図、求積図等）

上記の届出内容を変更する場合（☞記入例 P21）

◆届出書・・・様式第 20

◆添付資料

上記のそれぞれの場合と同様

誘導施設を休止または廃止の場合（☞記入例 P22）

◆届出書・・・様式第 21

◆添付資料

不要

※各届出手続を代理人に委任する場合には、委任状を添付してください。

(3) その他の事項

- ◆届出をしないで、または虚偽の届出をして、開発行為・建築行為等を行った場合、都市再生特別措置法第 130 条の規定に基づき 30 万円以下の罰金に処せられることがあります。
- ◆届出義務に関する規定は、宅地建物取引業法第 35 条「重要事項の説明等」の対象になります。
- ◆都市機能誘導区域外での開発行為・建築行為等が、都市機能誘導区域内における誘導施設の立地誘導を図る上で支障があると認められるときは、都市再生特別措置法第 108 条第 3 項の規定に基づき、勧告などの必要な措置を行うことがあります。
- ◆新たな誘導施設の立地または立地の誘導を図るため、休止または廃止しようとする誘導施設の建築物を有効に活用する必要があると市が認めるときは、都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 2 項の規定に基づき、当該建築物の存置その他の必要な助言または勧告をすることがあります。



3 防災指針に定める届出について

(1) 届出の対象となる行為

国土交通省が公表している**洪水浸水想定区域（計画規模※）の浸水深 3m 以上**のエリアで居住の用に供する開発行為・建築行為等（1 戸以上）を行う場合、届出を求めます。

※河川整備の目標の降雨規模（発生確率年 多摩川：約 1/200、鶴見川：約 1/150 降雨量：多摩川：457 mm/48h、鶴見川：405 mm/48h）

(2) 届出方法

開発行為・建築行為等に関する**設計に着手する前の段階**で、**市ホームページの届出フォーム（<https://logoform.jp/form/FUQz/bousaisisin>）**より提出してください。

防災指針に関する届出フォーム⇒



届出は、以下の区分により所定の届出様式に添付資料を添えて提出してください。

開発行為及び建築行為等（☞記入例 P23）

◆届出書 . . . **別記様式**

◆添付資料

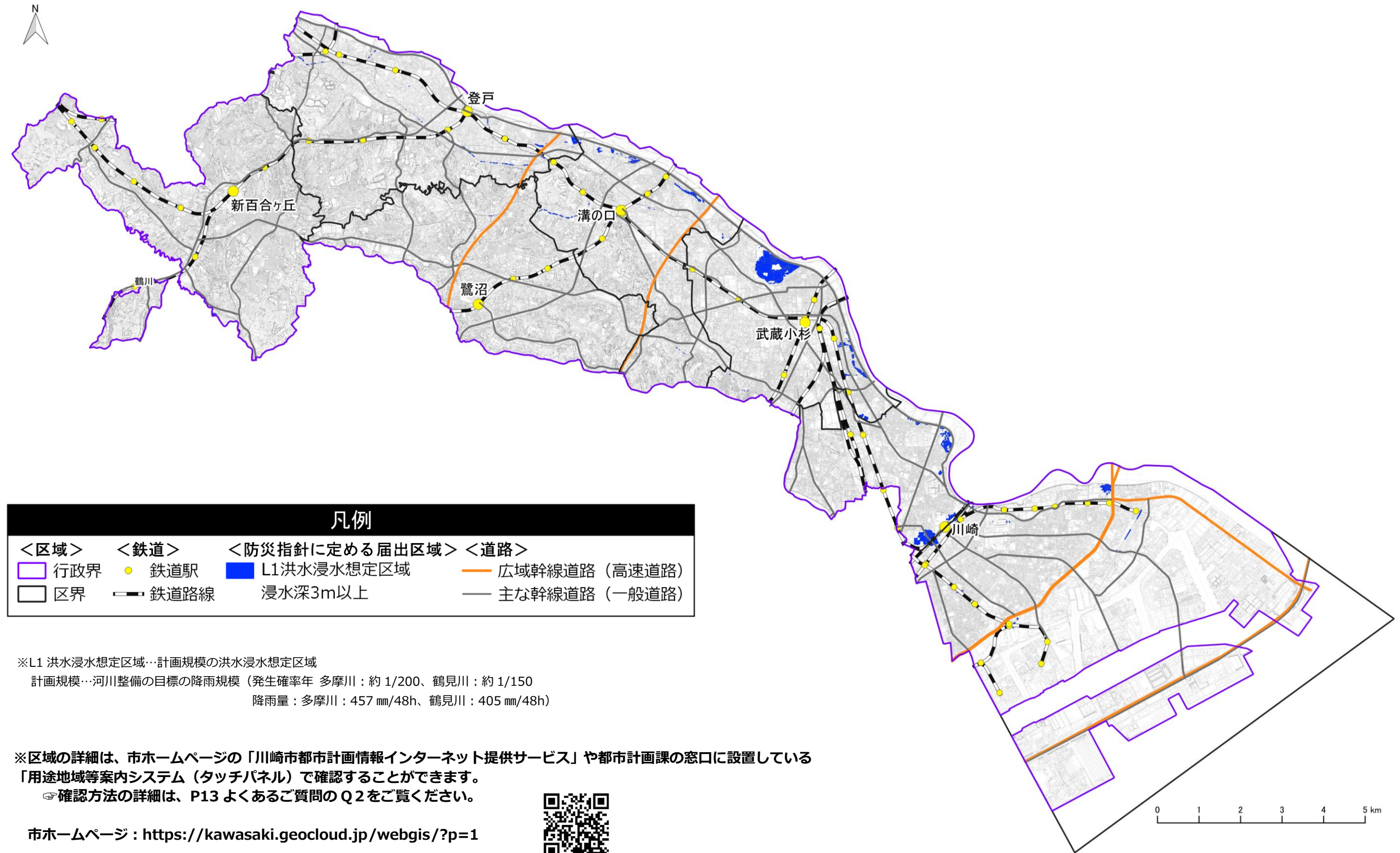
- ①位置図（当該行為を行う土地の区域を表示する図面）
- ②住宅等の間取りがわかる資料
- ③その他参考となる事項を記載した資料（住宅等の立面がわかる資料等）

※各届出手続を代理人に委任する場合には、委任状を添付してください。

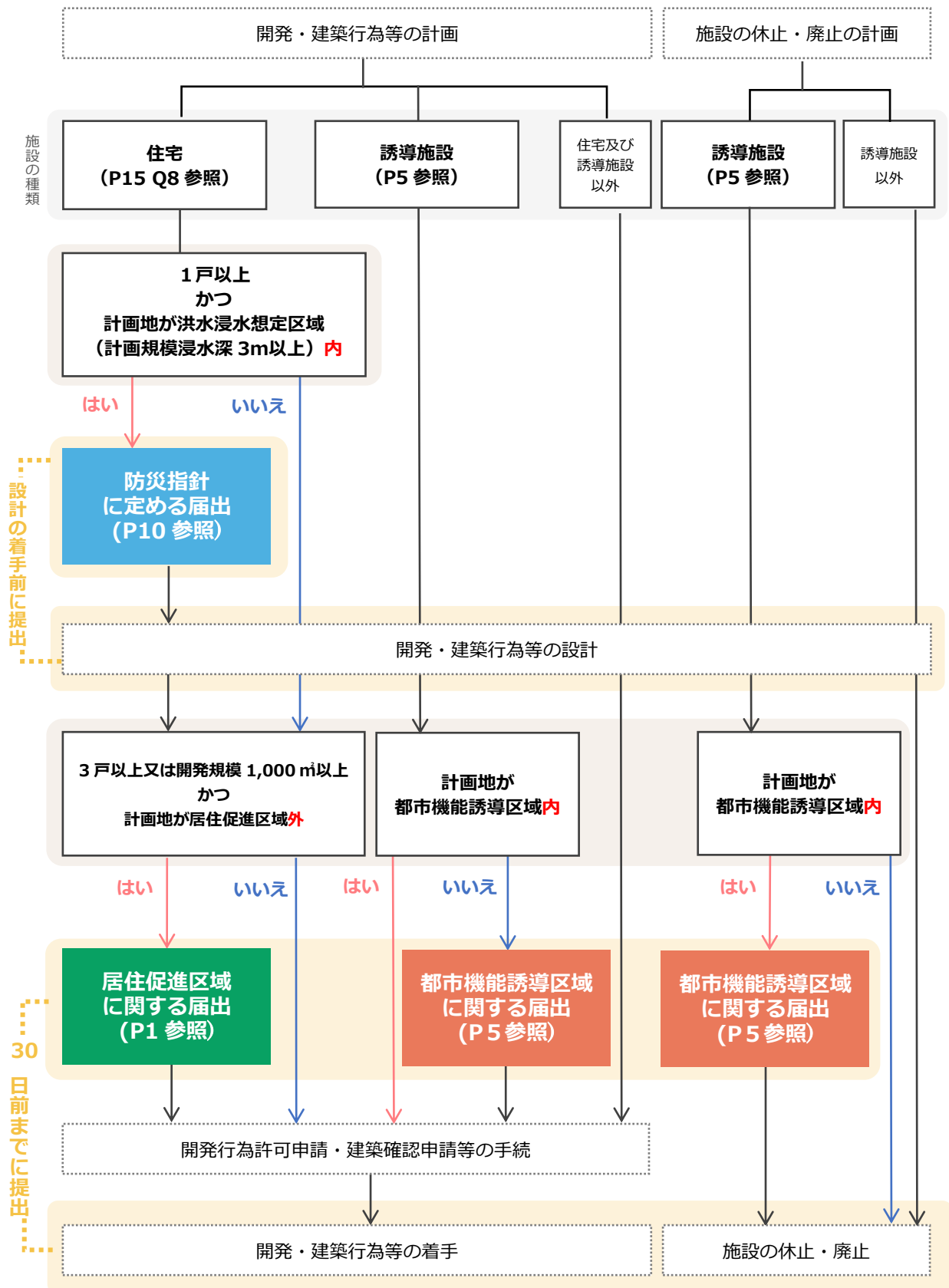
(3) その他の事項

◆届出に対して、自然災害リスクの周知・啓発を行うとともに、浸水被害軽減の配慮を促すことを目的として、「避難に関する情報の案内」や「被害の軽減を見込める建築物の助言」などを記載した回答書を提供します。

(4) 防災指針に定める届出の対象区域



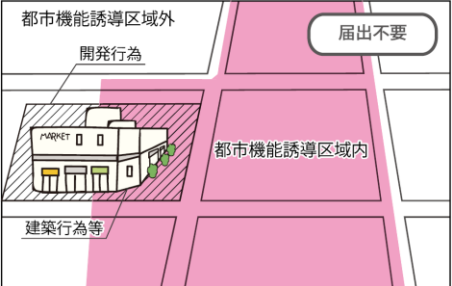
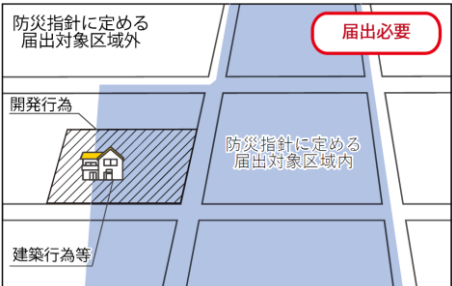
4 届出の判断フロー



5 よくあるご質問

Q 1	令和 7 年 3 月に工事に着手する場合は、届出は必要となりますか？
A 1	計画策定日（令和 7 年 3 月 27 日）以降に届出対象行為に着手する場合は、届出の対象となります。

Q 2	各届出対象区域はどのようにして確認できますか？
A 2	各届出対象区域は、都市計画課窓口のタッチパネルや市のホームページ（ガイドマップかわさき）でご確認いただけます。 <ホームページでの確認方法> ①川崎市ホームページの「ガイドマップかわさき」を開く。 URL : https://kawasaki.geocloud.jp/webgis/?p=1 二次元コード :  ②「都市計画情報」→「その他の土地規制」を選択する。 ③利用規約を確認の上、「同意する」を選択する。 ④画面上部の「住所」などから対象地を検索する。 また、居住促進区域に関わる次の区域について、詳しい範囲を確認したい場合は、それぞれにお問合せ下さい。 ・土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域 …神奈川県川崎治水センター（TEL : 044-932-7211） ・保安林区域 …神奈川県横浜川崎地区農政事務所 地域農政推進課（TEL : 045-934-2372） ・農用地区域 …経済労働局都市農業振興センター 農地課（TEL : 044-860-2461）

Q 3	届出対象となる行為の敷地が、届出対象区域の内外にまたがる場合、届出は必要となりますか？
A 3	敷地が届出対象区域の内外にまたがる場合は、以下の取扱いとします。 ・居住促進区域内外にまたがる一定規模以上の住宅の開発又は建築行為等…<u>届出必要</u>  ・都市機能誘導区域内外にまたがる誘導施設の開発又は建築行為…届出不要  ・都市機能誘導区域内外にまたがる誘導施設の休止又は廃止…<u>届出必要</u>  ・防災指針に定める届出の対象区域内外にまたがる住宅の開発又は建築行為等…<u>届出必要</u> 

Q 4	開発行為を行った上で建築行為を行う場合、届出はそれぞれ必要となりますか？
A 4	開発行為、建築行為それぞれに対して、届出が必要となります。なお、本届出の中で開発行為及び建築行為等の許可に関する内容を確認するものではありません。

Q 5	今後、区域や誘導施設が変更されることはありますか？
A 5	「川崎市立地適正化計画」は概ね 5 年ごとに計画の見直しの検討を行います。また、上位計画である「川崎市総合計画」や「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「都市計画マスタープラン」等の改定が行われた場合には、これらにあわせ見直しを行う可能性がございます。

Q 6	届出を怠った場合、どうなりますか？ 罰則等がありますか？
A 6	届出が行われないまま対象行為を行ったことが確認された場合は、川崎市が届出を催促します。また、都市再生特別措置法に基づく届出については、届出をしないで、又は虚偽の届出をして対象行為（誘導施設の休止・廃止を除く）を行った場合は、30 万円以下の罰金に処することがあります。（都市再生特別措置法第 130 条）
Q 7	不動産取引に際し、届出義務を説明する必要はありますか？
A 7	宅地建物取引業者が宅地建物取引士をして宅地又は建物の売買等の契約の成立前までに相手方に説明しなければならない法令上の制限として、居住誘導区域（居住促進区域）外及び都市機能誘導区域外における建築物等の届出義務があります。（宅地建物取引業法第 35 条第 1 項第 2 号「重要事項の説明等」）

Q 8	居住促進区域に関する届出と防災指針に定める届出の対象となる「住宅」とは、どのようなものですか？
A 8	一戸建ての住宅、長屋、兼用住宅、併用住宅、共同住宅が該当します。

Q 9	サービス付き高齢者向け住宅や社宅なども「住宅」にあたりますか？
A 9	建築基準法の共同住宅に該当すると判断されるものは、「住宅」として取り扱います。

Q10	各届出の対象となる「開発行為」とはどのような行為ですか？
A10	「開発行為」とは、都市計画法第 4 条 12 項に規定する「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」を指します。

6 届出の記入例

様式第 10（都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 1 号関係）

記入例

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

元号〇年 〇月 〇日

届出日を記入
(行為着手の 30 日前まで)

川崎市長 〇〇 〇〇 宛

届出者 住 所 〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇号
氏 名 〇〇〇(株) 代表取締役 〇〇〇〇
連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	川崎市〇〇区〇丁目〇番〇号	
	2 開発区域の面積	該当する以下の用途を記載 ・一戸建ての住宅 ・長屋 ・兼用住宅 ・併用住宅 ・共同住宅	〇, 〇〇〇 m ²
	3 住宅等の用途		共同住宅
	4 工事の着手予定年月日		元号〇年〇月〇日
	5 工事の完了予定年月日		元号〇年〇月〇日
	6 その他必要な事項	【住宅用区画数】 〇〇区画 【住宅戸数】 〇戸	住宅用区画数等を記入

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

【添付資料】

- ・位置図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面、縮尺 1/1,000 以上）
- ・設計図（土地利用計画図等、縮尺 1/100 以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図面（求積図等）
- ・委任状（代理人が届出を行う場合）

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、	
☒ 住宅等の新築 ☐ 建築物を改築して住宅等とする行為 ☐ 建築物の用途を変更して住宅等とする行為	該当箇所に✓を追加 について、下記により届け出ます。
元号○年 ○月 ○日 川崎市長 ○○ ○○ 宛	届出日を記入 (行為着手の 30 日前まで)
届出者 住所 ○○市○○区○丁目○番○号 氏 名 ○○○(株) 代表取締役 ○○○○ 連絡先 ○○○○-○○-○○○○	
1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土 地の所在、地番、地目及び面積	【所在・地番】 川崎市○○区○丁目○番○号 【地 目】 宅地 【面 積】 ○○㎡
2 新築しようとする住宅等又は改 築若しくは用途の変更後の住宅 等の用途	共同住宅（○戸）
3 改築又は用途の変更をしよう とする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	【着手予定年月日】 元号○年○月○日 【完了予定年月日】 元号○年○月○日

該当する以下の用途を記載
・一戸建ての住宅
・長屋
・兼用住宅
・併用住宅
・共同住宅

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

【添付資料】

- ・配置図（敷地内における住宅等の位置を表示する図面、縮尺 1/100 以上）
- ・住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図面（位置図、求積図等）
- ・委任状（代理人が届出を行う場合）

様式第 12（都市再生特別措置法施行規則第 38 条第 1 項関係）

記入例

行為の変更届出書

川崎市長 ○○ ○○ 宛

届出日を記入
(行為着手の 30 日前まで)

元号○年 ○月 ○日

届出者 住 所 ○○市○○区○丁目○番○号

氏 名 ○○○(株) 代表取締役 ○○○○

連絡先 ○○○○-○○-○○○○

都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

様式第 10 もしくは
第 11 の届出日を記入

元号○年 ○月 ○日

1 当初の届出年月日

2 変更の内容

変更する項目	変更前	変更後
開発区域面積の変更	○○㎡	△△㎡
住宅用区画数の変更	○○区画	△△区画
着手予定年月日の変更	元号○年○月○日	元号△年△月△日

3 変更部分に係る行為の着手予定日

元号○年○月○日

4 変更部分に係る行為の完了予定日

元号○年○月○日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

【添付資料】

《開発行為の場合》

- ・位置図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面、縮尺 1/1,000 以上）
- ・設計図（土地利用計画図等、縮尺 1/100 以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図面（求積図等）
- ・委任状（代理人が届出を行う場合）

《建築行為等の場合》

- ・配置図（敷地内における住宅等の位置を表示する図面、縮尺 1/100 以上）
- ・住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図面（位置図、求積図等）
- ・委任状（代理人が届出を行う場合）

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

元号〇年 〇月 〇日
川崎市長 〇〇 〇〇 宛

届出日を記入
(行為着手の 30 日前まで)

届出者 住 所 〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇号
氏 名 〇〇〇(株) 代表取締役 〇〇〇〇
連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる 地域の名称	川崎市〇〇区〇丁目〇番〇号
	2 開発区域の面積	〇〇,〇〇〇㎡
	3 建築物の用途	映画館
	4 工事の着手予定年月日	元号〇年 〇月〇日
	5 工事の完了予定年月日	元号〇年 〇月〇日
	6 その他必要な事項	【建築物等名称】 〇〇シネマズ 【延べ床面積】 〇〇㎡

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

【添付資料】

- ・位置図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面、縮尺 1/1,000 以上）
- ・設計図（土地利用計画図等、縮尺 1/100 以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図面（求積図等）
- ・委任状（代理人が届出を行う場合）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、 ☒ 誘導施設を有する建築物の新築 ☐ 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 ☐ 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 について、下記により届け出ます。 元号〇年 〇月 〇日 川崎市長 〇〇 〇〇 宛 届出者 住所 〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇号 氏名 〇〇〇(株) 代表取締役 〇〇〇〇 連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		該当箇所に ✓を追加 届出日を記入 (行為着手の 30 日前まで)
1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	【所在・地番】 川崎市〇〇区〇丁目〇番〇号 【地目】 宅地 【面積】 〇〇㎡	
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	商業施設（スーパーマーケット）	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項	【建築物等名称】 〇〇スーパー〇〇店 【建築物全体の延べ床面積】 〇〇㎡ 【誘導施設の延べ床面積】 〇〇㎡ 【着手予定年月日】 元号〇年〇月〇日 【完了予定年月日】 元号〇年〇月〇日	

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

【添付資料】

- ・配置図（敷地内における建築物の位置を表示する図面、縮尺 1/100 以上）
- ・建築物の二面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図面（位置図、求積図等）
- ・委任状（代理人が届出を行う場合）

様式第 20（都市再生特別措置法施行規則第 55 条第 1 項関係）

記入例

行為の変更届出書

川崎市長 ○○ ○○ 宛

届出日を記入
(行為着手の 30 日前まで)

元号○年 ○月 ○日

届出者 住 所 ○○市○○区○丁目○番○号

氏 名 ○○○(株) 代表取締役 ○○○○

連絡先 ○○○○-○○-○○○○

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

様式第 18 もしくは
第 19 の届出日を記入

- 1 当初の届出年月日 元号○年 ○月 ○日
- 2 変更の内容
- | 変更する項目 | 変更前 | 変更後 |
|------------|----------|----------|
| 開発区域面積の変更 | ○, ○○○㎡ | △, △△△㎡ |
| 着手予定年月日の変更 | 元号○年○月○日 | 元号△年△月△日 |
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 元号○年○月○日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 元号○年○月○日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

【添付資料】

《開発行為の場合》

- ・位置図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面、縮尺 1/1,000 以上）
- ・設計図（土地利用計画図等、縮尺 1/100 以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図面（求積図等）
- ・委任状（代理人が届出を行う場合）

《建築行為等の場合》

- ・配置図（敷地内における建築物の位置を表示する図面、縮尺 1/100 以上）
- ・建築物の二面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図面（位置図、求積図等）
- ・委任状（代理人が届出を行う場合）

様式第 21（都市再生特別措置法施行規則第 55 条の 2 関係）

記入例

誘導施設の休廃止届出書

川崎市長 ○○ ○○ 宛

届出日を記入
(休廃止の 30 日前まで)

元号○年 ○月 ○日

届出者 住 所 ○○市○○区○丁目○番○号

氏 名 ○○○(株) 代表取締役 ○○○○

連絡先 ○○○○-○○-○○○○

都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の（休止・**廃止**）について、下記により届け出ます。

記

休止または廃止のどちらかに○をつける

1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

【名 称】○○劇場

【用 途】劇場

【所在地】川崎市○○区○丁目○番○号

2 休止（廃止）しようとする年月日

元号○年○月○日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

元号○年○月○日

4 休止（廃止）に伴う措置

(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

例) ・コンビニエンスストア
・事務所

(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

例) ・元号○年○月○日に除却予定
・使用予定は未定。使用予定が決まるまでは、適切な管理のもと存置する。

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

川崎市立地適正化計画における防災指針に基づく届出等に関する要綱第3条に基づく届出書

川崎市立地適正化計画における防災指針に基づく届出等に関する要綱第3条の規定に基づき、

- ☐ 開発行為であって住宅の建築の用に供する目的で行うもの
☒ 住宅の新築
☐ 建築物を改築して住宅とする行為
☐ 建築物の用途を変更して住宅とする行為

該当箇所に✓を追加

について、次のとおり届け出ます。

元号○年 ○月 ○日
(宛先) 川崎市長

届出日を記入
(開発行為や建築行為等に関する
設計に着手するまで)

届出者 住 所 ○○市○○区○丁目○番○号
氏 名 ○○○(株) 代表取締役 ○○○○
連絡先 ○○○○-○○-○○○○

1 対象事業区域の所在等	【所在・地番】 川崎市○○区○丁目○番○号
	【面 積】 ○○㎡
2 住宅の用途	☐ 一戸建ての住宅 ☐ 長屋 ☐ 兼用住宅 ☒ 併用住宅 ☐ 共同住宅
3 住宅の構造	☒ 木造 ☐ 鉄筋コンクリート造 (RC造) ☐ 鉄骨造 (S造) ☐ その他 ()
4 住宅の階数	【階数】 地上○○階 地下○○階
5 宅盤の高さの変更	現況の地盤面からの変更 ☒ 有 ☐ 無 (有の場合) 現況の地盤面から ±○○m の変更
6 その他必要な事項	【着手予定年月日】 元号○年○月○日 【完了予定年月日】 元号○年○月○日

現況の地盤面から
上がる場合は「+」
下がる場合は「-」
を記入

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

【添付資料】

- ・位置図
- ・住宅等の間取図
- ・その他参考となる事項を記載した資料

【お問い合わせ先】

川崎市 まちづくり局 計画部 都市計画課

電話 : 044-200-2713 E-mail : 50tosike@city.kawasaki.jp